

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和元年8月2日 23時00分ごろ
発生場所	京浜港東京第3区 東京西防波堤 東京都大田区城南島大井信号所から真方位340° 630m付近 （概位 北緯35° 35.1′ 東経139° 47.0′）
事故の概要	旅客船ペルソナは、北北西進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和元年8月9日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 ペルソナ、41トン
船舶番号、船舶所有者等	127239、ナヴィス東京株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	軽傷 1人（機関長）
損傷	船首部外板に凹損、右舷船側部外板に凹損を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：海上 波高約0.5m、潮汐 ほぼ低潮時
事故の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、作業員4人を乗せ、旅客を京浜港横浜区の棧橋で下船させた後、ふだん係留する京浜港東京区へ回航する目的で、GPSプロッターを作動させ、東京第3区を約7ノットの対地速力で北北西進中、東京西防波堤（以下「本件防波堤」という。）に衝突した。 船長は、右舷船首方に見える灯浮標を通過目標として注視していたので、船首方の本件防波堤及び本件防波堤東端の灯光に気付かなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、東京第3区を北北西進中、船長が、右舷船首方に見える灯浮標を通過目標として注視しながら航行していたことから、船首方の本件防波堤に向かっていることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと推定される。
原因	本事故は、夜間、本船が東京第3区を北北西進中、船長が、右舷船首方に見える灯浮標を通過目標として注視しながら航行していたため、船首方の本件防波堤に向かっていることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・夜間、港内を航行する際、特定の目標を注視することなく、GPSプロッターで船位を確認するとともに、あらゆる手段を使用して適切な周囲の見張りを行うこと。